



金 沢 市 公 報

第 3 0 0 2 号 の 2

令和2年(2020年)4月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表 (第5号-第8号) (監査事務局)	1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和2年4月13日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲 郎
金沢市監査委員	黒	沢	和 規
金沢市監査委員	山	本	由 起 子

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	建設課	平成30年度 七ツ屋水管橋耐震化に伴う旧橋撤去及び周辺整備工事	128,912,040	H30. 7. 25 ~ R 1. 7. 31	H30. 9. 7 ~ R 2. 3. 26
2	内水整備課	30災95号普通河川かまん谷川災害復旧工事	32,448,600	H31. 2. 8 ~ R 1. 8. 27	H31. 4. 8 ~ R 2. 3. 26
3	企画調整課	建築文化拠点施設建設工事（建築工事）	1,317,600,000	H29. 6. 26 ~ R 1. 5. 31	H29. 8. 8 ~ R 2. 3. 26
4	企画調整課	建築文化拠点施設建設工事（電気設備工事）	175,446,000	H29. 7. 20 ~ R 1. 5. 31	H29. 9. 6 ~ R 2. 3. 26
5	企画調整課	建築文化拠点施設建設工事（空調設備工事）	141,134,400	H29. 7. 25 ~ R 1. 5. 31	H29. 9. 6 ~ R 2. 3. 26
6	道路建設課	大浦千木町線道路築造工事（千木町）	175,143,600	H30.11. 5 ~ R 1. 8. 30	H31. 1. 16 ~ R 2. 3. 26
7	道路建設課	大浦千木町線大宮川橋梁新設工事（山側架設工）	148,811,300	R 1. 5. 16 ~ R 1.10.10	H31. 7. 16 ~ R 2. 3. 26
8	消防総務課	金沢市中央消防署小立野出張所新築工事（建築工事）	296,460,000	H30. 9. 18 ~ R 1. 8. 30	H30.11.12 ~ R 2. 3. 26
9	都市計画課	金沢駅西広場シェルター建設工事（その1）	173,754,720	H30.12. 3 ~ R 1. 7. 30	H31. 2. 8 ~ R 2. 3. 26
10	建設課	無量寺公園地下貯留施設設置工事	104,471,260	H31. 2. 22 ~ R 1.10.31	H31. 4. 8 ~ R 2. 3. 26
11	建設課	水道基幹管路耐震化事業（30-6工区）送水管改良工事	223,581,600	H30. 9. 20 ~ R 1.10.31	H30.11.12 ~ R 2. 3. 26

12	道路建設課	土清水・上辰巳線橋梁新設工事(上部工)	339,714,000	H30. 9. 20 ~ R 1. 11. 29	H30. 11. 12 ~ R 2. 3. 26
13	スポーツ 振興課	総合プール跡地暫定駐車場整備工事(土木 工事)	79,292,400	R 1. 7. 18 ~ R 1. 12. 6	R 1. 9. 5 ~ R 2. 3. 26
14	道路建設課	大浦千木町線道路築造工事(千田町その2)	110,644,100	H31. 3. 26 ~ R 1. 11. 29	R 1. 5. 17 ~ R 2. 3. 26

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、黒沢和規、山本由起子、横越徹、中西利雄、福田太郎、安達前
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・横越徹、中西利雄は平成30年6月22日に退任し、代わって同月25日に福田太郎、安達前が就任した。
- ・福田太郎、安達前は令和元年5月1日に退任し、代わって同月15日に黒沢和規、山本由起子が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和2年4月13日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	黒	沢	和規
金沢市監査委員	山	本	由起子

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「防災資機材等の管理状況について」

(2) テーマの選定理由

本市で起きた平成20年の浅野川水害から10年が経過したものの、平成28年の熊本地震や近年の集中豪雨による水害の多発などにより、市民の防災意識は一層高まっていると思われる。

このような状況に鑑みて、本市の防災備蓄倉庫及び学校備蓄倉庫等における資機材や備蓄物資の管理が適切に行われているかなどについて検証を行うことにより、市民の安全・安心のために災害に強いまちづくりを目指し、防災資機材等の適正な管理に資することを目的とする。

2 監査の対象

(1) 監査の対象課

防災資機材等を管理する課(室)

防災資機材等を管理する課(室)				
1	地	域	保	健
2	内	水	整	備
3	危	機	管	理
4	安	全	対	策
5	維	持	管	理
6	上	水	・	発
7	市	立	病	院
				事
				務
				局

(2) 監査の範囲

平成31年4月1日現在、金沢市地域防災計画等において市が整備、備蓄することとしている防災資機材等。ただし、調査時期である令和元年9月1日までの間に、防災資機材等の種類、数量等を変更した場合はその時点とする。

3 監査の期間

令和元年7月16日から令和2年3月26日まで

4 監査の方法

防災資機材等の管理に係る事務が適切に行われているかを主眼とし、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査、関係職員からの説明聴取及び現地調査により監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 防災備蓄倉庫等は適切に整備されているか。
- (2) 防災資機材等は適切に整備、備蓄されているか。
- (3) 防災資機材等の補充及び処分、品質や機能の保持は適切に行われているか。

6 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、黒沢和規、山本由起子

第2 監査の結果

1 金沢市地域防災計画等の概要について

金沢市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における震災・風水害等の災害に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を各種災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的としている。この地域防災計画に基づき、本市では防災資機材等を整備、備蓄している。

このほか金沢市水防計画（以下「水防計画」という。）や災害拠点病院の指定要件においても、防災資機材等の整備、備蓄に関する事項が定められており、これに従い防災資機材等を整備、備蓄している。

2 防災備蓄物資の状況について

(1) 防災備蓄倉庫等の整備について

備蓄倉庫については、大きく拠点倉庫と初動時活用倉庫の2種類に分類される。拠点倉庫は、防災備蓄倉庫と学校備蓄倉庫等の区分があり、初動時活用倉庫は、学校備蓄倉庫等、公民館等及び体育館等の区分がある。

このうち、防災備蓄倉庫は、地域防災計画では市内4箇所を整備することになっているが、現在4箇所あるうち、旧夕日寺小学校防災備蓄倉庫は暫定であり、今後、城北市民運動公園の整備に合わせて公園内に整備する予定になっている。

また、学校備蓄倉庫については、震災アセスメント調査結果に基づき想定避難者の多い地区に重点整備された倉庫が拠点倉庫、それ以外の倉庫が初動時活用倉庫として位置づけられている。

なお、備蓄品の保管場所については、拠点倉庫や初動時活用倉庫以外にも、金沢駅地下や市立病院などに一部保管されている。

防災備蓄倉庫等の耐震化については、一部の木造の建物を除き耐震化が完了している。また、備蓄倉庫が避難場所と同じ施設の場合も多く、浸水被害が想定される地域においては、避難場所を2階以上とする一方で、備蓄倉庫が1階に設置されている施設が見受けられるが、これらの施設では、備蓄品を避難場所開設前に移送するとしている。

ア 拠点倉庫（23箇所）

区 分	施 設 名	設置階数	建物構造	備 考
防災備蓄倉庫 (4箇所)	大和町防災備蓄倉庫	1階	鉄骨造	備蓄倉庫
	大桑防災備蓄倉庫	1階	鉄骨造	備蓄倉庫
	泉本町防災備蓄倉庫	1階	木造	備蓄倉庫
	旧夕日寺小学校防災備蓄倉庫	2階	R C造	備蓄倉庫
	旧野町小学校	1階	S R C造	ピロティ
	泉小学校	1階	R C造	校舎防災倉庫
	中村町小学校	4階	R C造	備蓄倉庫
	泉野小学校	1階	S R C造	ピロティ
	犀桜小学校	1階	S R C造	備蓄倉庫
	旧材木小学校	1階	R C造	物品保管庫
	兼六小学校	4階	R C造	備蓄庫

学校備蓄倉庫等 (19箇所)	中央小学校	3階	R C造	備蓄倉庫
	馬場小学校	1階	S R C造	ピロティ
	森山町小学校	2階	R C造	体育館
	富樫小学校	1階	R C造	備蓄倉庫
	金石町小学校	1階	R C造	備蓄倉庫
	小立野小学校	3階	R C造	ペントハウス
	森本小学校	1階	S R C造	体育館用具庫
	松ヶ枝緑地倉庫	1階	軽量鉄骨造	独立倉庫
	此花町緑地倉庫	1階	軽量鉄骨造	独立倉庫
	金沢市ものづくり会館	1階	鉄骨造	倉庫
	金沢南総合運動公園	1階	軽量鉄骨造	独立倉庫
	安原スポーツ広場	1階	軽量鉄骨造	独立倉庫

イ 初動時活用倉庫 (140箇所)

区 分	施 設 名			
学校備蓄倉庫等 (68箇所)	泉中学校	十一屋小学校	野田中学校	長坂台小学校
	城南中学校	杜の里小学校	小將町中学校	兼六中学校
	中央小学校芳齋分校	明成小学校	浅野町小学校	鳴和中学校
	小坂小学校	北鳴中学校	千坂小学校	夕日寺小学校
	諸江町小学校	浅野川中学校	浅野川小学校	鞍月小学校
	港中学校	栗崎小学校	大浦小学校	米丸小学校
	新神田小学校	高岡中学校	押野小学校	西南部小学校
	西南部中学校	三和小学校	三馬小学校	清泉中学校
	米泉小学校	伏見台小学校	高尾台中学校	額小学校
	額中学校	四十万小学校	扇台小学校	長田町小学校
	戸板小学校	長田中学校	西小学校	安原小学校
	緑小学校	緑中学校	大徳小学校	木曳野小学校
	大徳中学校	金石中学校	大野町小学校	紫錦台中学校
	南小立野小学校	内川小・中学校	犀川小学校	犀生中学校
	駒帰資料保管所(旧駒 帰小学校)	湯涌小学校、芝原中 学校	田上小学校	旧東浅川小学校
	俵芸術交流スタジオ (旧俵小学校)	医王山小・中学校	森本中学校	花園小学校
	旧朝日小学校	旧上平小学校	不動寺小学校	三谷小学校
	公民館等 (60箇 所)	野町公民館	弥生公民館	中村町公民館
新塀町公民館		菊川町公民館	材木公民館	味噌蔵町公民館
長町公民館		松ヶ枝公民館	長土塀公民館	芳齋公民館
此花町公民館		瓢箪町公民館	馬場公民館	浅野町公民館
森山公民館		小坂公民館	千坂公民館	夕日寺公民館
諸江公民館		浅野川公民館	鞍月公民館	栗崎公民館
松寺公民館		大浦公民館	米丸公民館	新神田公民館
押野公民館		西南部公民館	三和公民館	三馬公民館
米泉公民館		富樫公民館	伏見台公民館	額公民館
扇台公民館		長田町公民館	戸板公民館	西公民館
二塚公民館		安原公民館	大徳公民館	金石町公民館
大野町公民館		小立野公民館	崎浦公民館	内川公民館

	犀川公民館	湯涌農村環境改善センター	田上公民館	東浅川公民館
	俵地区生活改善センター	医王山地区農村環境改善センター	森本公民館	花園公民館
	旭日公民館	湖南公民館	薬師谷公民館	三谷公民館
体育館等(12箇所)	総合体育館	城南市民体育館	中央市民体育館	城北市民体育館
	鳴和台市民体育会館	浅野川市民体育館	金沢プール	西部市民体育会館
	額谷ふれあい体育館	城西市民体育館	城東市民体育館	森本市民体育館

(2) 防災備蓄物資の整備、備蓄について

各倉庫の備蓄内容については、倉庫の区分により異なっており、拠点倉庫は災害時に必要となる食料品等、初動時活用倉庫は初動時に避難所運営に最低限必要となる毛布や日用品セット等を備蓄している。

防災備蓄物資については、地域防災計画に計画数量が記載されており、おおむね計画数量のとおり備蓄されている。

防災備蓄物資の必要備蓄量の算出にあたっては、平成24年度に調査した震災アセスメント調査結果により、想定避難者数193,659人とし、アルファ米はその半分程度の数量を設定し、そのほかの資機材等は、避難所数や避難者数に合わせた数量としている。

食料品については、アルファ米の備蓄が中心であり、要配慮者向けとしてアルファ米のおかゆを備蓄している。なお、アルファ米についてはアレルギー対応のものに順次更新しており、保存食についてもアレルギー対応のものに更新することを検討している。

また、市では、災害時の物資調達を円滑に行うため、他の自治体との応援協定の締結や事業者等と災害時における食料物資等の供給協力に関する協定を締結している。

・防災備蓄物資

(令和元年9月1日現在)

品 目	単 位	計 画 数 量	現 在 高	備 蓄 場 所								
				拠 点 倉 庫					初 動 時 活 用 倉 庫			そ の 他
				防 災 備 蓄 倉 庫	学 校 備 蓄 倉 庫 等	学 校 備 蓄 倉 庫 等	公 民 館 ・ 体 育 館 等	大 和 町	大 桑	泉 本 町	旧 夕 日 寺 小 学 校	
食料品	アルファ米	食	100,000	105,450	13,900	17,900		3,200	61,300			9,150
	保存水(500ml)	本	9,000	8,902	5,112	648			1,706			1,436
	保存水(2L)※安定ヨウ素剤用	本		102	78							24
	携帯保存食	個	1,500	1,500								1,500
生活必需品	日用品セット	セット	22,650	22,720	3,960	5,330	5,150	1,000	2,600	3,300	1,240	140
	毛布	枚	50,000	53,870	8,200	10,480	6,280	2,000	5,860	13,200	3,970	3,880
	携帯コンロ(カセットボンベ式)	台	161	162	1	1			76	66	18	
	携帯コンロ(固形燃料式)	個	258	258					258			
	紙おむつ(大人用L、Mサイズ)	枚		6,000	3,600				2,400			
	紙おむつ(小児用L、Mサイズ、新生児用)	枚	12,000	6,000	3,600				2,400			
	生理用品(40枚入)	パック	11,000	10,968	8,280				2,688			
	トイレトペーパー	個	5,000	5,000	1,600	1,200			2,200			
	携帯ラジオ	台	164	164	1				50	66	47	
	ごみ袋	枚	10,000	10,000	3,000	1,950			5,050			
	食器セット	セット	7,200	7,200		6,400		800				
カセットボンベ	本	3,717	3,726	2,826				153	585	162		
ほ乳瓶セット	セット	-	830	500				380				
医薬品等	救急セット	個	164	164	71	5			88			
	照明装置(発電機付)	セット	72	72	54				18			
資機材	組立トイレ(和式、洋式タイプ)	台		130	27	2	3	3	95			
	組立トイレ(障害者対応)	台	318	30	15		8	4	3			
	組立トイレ(男性用小便器)	台		158	34	10	12	8	94			
	組立式簡易トイレ(処理セットは1台毎に10組配備)	台	-	1,250					135	850	240	25
	マンホールトイレ	台	-	40		10			10	15		5
	携帯トイレ	個	-	150	150							
	移動式炊飯器(A) 大なべ型250	台	87	6	4	1			1			
	移動式炊飯器(B) 大なべ型100	台		82		1			15	66		
	浄水機(エンジン式)	台	57	57	10	20	17	2	8			
	浄水器(携帯手動式)	個	20	20	10				10			
組立テント	張り	186	186	47	10	64	3	62				

	発電機 (ガソリン式)	台	10	10	7	3						
	発電機 (カセットボンベ式)	台	107	111	4	3		4	17	65	18	
	ブルーシート	枚	2,000	2,008	371	12	15			820	610	60 120
	対流式ストーブ	台	324	324						60	264	
	給水タンク(1000L)	台	68	68						15	47	6
その他	保存水 (2L) ※ 生活用水用	本	—	6,000		5,400				600		
	やかん	個	—	41		27				14		
	マスク	枚	—	48,100		44,000		4,000				100
	スポイド	個	—	25,000	10,000							15,000
	折りたたみマット	個	—	100								100

※備蓄場所のその他は、市立病院、金沢駅地下、県施設等である。

(3) 防災備蓄物資の補充及び処分、品質や機能の保持について

防災備蓄倉庫に保管されている備蓄品の数量確認については、危機管理課職員が年1回点検している。学校備蓄倉庫、一部の公民館などについては、年に1回、市職員である地区支部要員が備蓄品の数を確認しているが、その数が備蓄品の管理台帳と違った場合でも、管理台帳が更新されていないものが見受けられた。また、学校備蓄倉庫のうち初動時活用倉庫については、学校ごとの管理台帳はなく、その他学校分として全体の数量の台帳があるのみである。危機管理課職員や地区支部要員が確認していない倉庫については、施設管理者が数量確認や点検を行っている。

今回、管理台帳と地区支部要員が確認した数量が異なっている備蓄品を、現地調査においていくつか確認したが、保管されている数量が管理台帳と合っていないものや地区支部要員の数え間違いと思われるものがあつた。また、学校備蓄倉庫については、保管場所がなく、学校の備品等と混在している場合も多いため、備蓄品の確認や運搬が難しいと思われる箇所があつた。備蓄倉庫に保管されている数量と管理台帳の差異の理由について危機管理課は、防災訓練等のため数量の変動が頻繁にあり、補充が対応し切れていないためであるとしている。

なお、危機管理課が数量点検を行っている防災備蓄倉庫を現地確認した際には、管理台帳と数量が違っているものや他の備蓄倉庫で保管されていることになっている備蓄品が確認された。また、施設管理者による点検結果については、危機管理課では把握しておらず、現地確認の際には、管理台帳と数量が違っている備蓄品も確認された。

食料品の更新については、アルファ米は、年約2万食を計画的に更新し、保存水や保存食は、期限が到来するたびに計画的に更新している。アルファ米や保存食については、賞味期限が切れる前に市民防災訓練等において使用している。また、保存水については、賞味期限が切れた後も生活用水用として保存している。なお、食料品は、管理台帳に購入年月及び賞味期限を明記して管理を行い、食料品が入った外箱にも期限を明記する仕様としている。

使用期限が設定されていない備蓄物資の紙おむつ及び生理用品については、現地確認の際、20年以上前のものも確認されたが、令和元年度中に全て更新された。そのほかの備蓄品については、廃棄した分を補充している。

今回の現地調査に伴い、日用品セットの中の歯磨き粉の使用期限について危機管理課に確認したところ、備蓄してから10年以上経過しており、メーカーが推奨する期限は過ぎているとのことである。これについては、箱に歯磨き粉使用不可と明記し対応する予定であるとしている。また、救急セットの一部については、使用期限から15年以上経過している製品が含まれている。これらについては、今後使用期限のないもののみを保管していくことが検討されている。このほか、ほ乳瓶セットについては、備蓄してから10年以上経過し、ほ乳瓶の乳首の材質がゴム製のため劣化していることから、現状では使用できない状態である。

資機材については、自主防災組織が行う防災訓練の中で、給水タンクや移動炊飯器等の使用訓練を行うことにより、機能の確認を行っている。

3 水防資機材の状況について

(1) 水防倉庫等の整備について

水防法に基づき作成する水防計画により整備された市の水防倉庫が6箇所あり、それぞれ倉庫の担当区域が定められている。さらに、水防倉庫を補完するため市が整備した水防資材庫が11箇所ある。

水防倉庫については、耐震性がないものもあるが、施設更新時に検討するとしている。また、水防倉庫、水防資材庫は浸水区域に設置されているものもあるが、これらは浸水区域にあっても支障はないとしている。そ

の理由は、浸水区域から離れた場所に設置すると、水防活動に多くの時間を要してしまうことや、水防倉庫等の使用時期は水防従事者の安全性の観点から、水位上昇時ではなく、浸水前となるためであるとしている。

ア 水防倉庫（6箇所）

河川名	倉庫名	倉庫担当区域		
		区 域	岸	延長(m)
森下川	森本水防倉庫	不動寺橋～河北潟	両	6,980
金腐川	河原市水防倉庫	東長江～金腐川鉄道橋	両	4,000
犀川	高畠水防倉庫	J R 橋～河口	両	7,000
安原川		上荒屋～犀川合流点	両	5,000
馬場川		矢木～安原川合流点	両	1,150
浅野川		銚子口～浅野川鉄道橋	両	8,000
木曳川		示野（松村）～要川合流点	両	2,613
伏見川	南部水防倉庫	窪大橋～高橋川合流点	両	2,790
高橋川		四十万～伏見川合流点 （野々市市区域は除く）	左 右	2,660 4,390
碓川		四十万～高橋川合流点	両	1,700
浅野川	湖南水防倉庫	松寺町～大野川合流点	両	4,000
金腐川		金腐川鉄道橋～河北潟合流点	両	6,000
大宮川		大浦町（猫橋）～河北潟合流点	両	3,435
安原川	安原水防倉庫	上荒屋～犀川合流点	両	5,000
馬場川		矢木2丁目～上安原	両	1,200
十人川		J R 橋～犀川合流点	右	4,050

※ 十人川の左岸については、県の水防倉庫の担当区域である。

イ 水防資材庫（11箇所）

倉 庫 名		
犀川水防資材庫	涌波水防資材庫	山科水防資材庫
保古水防資材庫	木谷公園水防資材庫	湊水防資材庫
古府水防資材庫	木越水防資材庫	近岡町水防資材庫
戸板水防資材庫	泉本町水防資材庫	

(2) 水防資機材の整備、備蓄について

水防計画では、水防作業を必要とする事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態を考慮して最も適切な工法を選択のうえ、水防作業を実施するものとされている。この水防作業に必要な水防資機材については、水防計画において整備することとされており、計画数量は特に定められていないものの、県と情報を共有しながら緊急時に対応可能な数量を整備、備蓄している。

※水防計画では、「資器材」と表記されているが、本報告書では「資機材」で統一する。

ア 水防倉庫の資機材

(平成31年4月1日現在)

資 機 材 名	単位	現在高	水 防 倉 庫 名					
			森本	河原市	高畠	南部	湖南	安原
鉄線蛇籠	本	140	20		40	30	20	30
鉄線	kg	495	50		295	50	50	50
たたみ	枚	106	15		14	24	23	30
ナイロン土のう（完成品）	枚	133,000 (7,950)	15,000 (1,100)	8,000 (300)	25,000 (1,950)	25,000 (1,200)	25,000 (1,500)	35,000 (1,900)

大型土のう	枚	460	60		100	100	100	100
杭	本	430			160	60	120	90
丸太	本	302	35		65	72	70	60
ロープ	丸	18	3	3	3	3	3	3
厚板	枚	25				9	16	
シート	枚	765	45	30	100	150	200	240
鉄杭	本	3,550	500	50	500	590	810	1,100
カケヤ	丁	26	5	1	5	5	5	5
ハンマー	丁	295	35	10	30	55	55	110
スコップ	丁	380	35	20	70	60	65	130
ツルハシ	丁	4	1		1	2		
一輪車	車	103	10	3	10	20	20	40
ノコギリ	丁	8	2		2	2	1	1
オノ	丁	11	1	2	1	2	1	4
ナタ	丁	6	1			1	2	2

イ 水防資材庫の資機材

(平成31年4月1日現在)

資機材名	単位	現在高	水 防 資 材 庫 名										
			犀川	涌波	山科	保古	木谷公園	湊	古府	木越	近岡町	戸板	泉本町
ナイロン土のう	枚	33,450	8,000	2,000	1,200	1,900	1,150	2,000	2,000	1,200	1,200	2,000	10,800
砂詰め土のう	袋	881	180	81	100	100	40		180	50	50	100	
トラロープ	丸	11	3		2		2			2	2		
シート(防水)2間×3間	枚	187	100		4		5			4	4		70
シート(防水)3間×4間	枚	143		15	1	30		30	20	1	1	20	25
鉄杭	本	190	100	15		15		30	15				15
カケヤ	丁	3	3										
大ハンマー	丁	10	10										
スコップ(剣)	本	58	20	5	3	5	3	5	5	4	3	5	
スコップ(角)	本	3	3										
一輪車(ノーパンクタイヤ)	車	13	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
ノコギリ	丁	2	2										
オノ	丁	2	2										
ナタ	丁	6	2				1			1	1		
セイフティコーン	個	40	20		5		5			5	5		
セイフティバー	個	10	10										
玉縄	巻	51				5		16	15				15
鎌	丁	3						1		1	1		
番線切り	個	1						1					
レーキ	個	15			4		4			3	4		
シノ	丁	1						1					
軍手	ダース	28			1		1			1	1		24

(3) 水防資機材の補充及び処分、品質や機能の保持について

水防資機材については、土のう袋や完成土のうなど毎年消費するものは、消費量に応じて、購入し、補充している。また、大雨が予想されるときは事前に水防倉庫等の資機材を点検し、水防団の活動に備え、倉庫を開錠する。閉錠時には、使用量を確認し、大量に使用した場合は、使用分程度を補充している。ただし、この点検については、大まかな数量の把握に留まり、土のう袋等かなり在庫があるものも含めて、内水整備課で一括管理している管理台帳と水防倉庫等の資機材の在庫数量を年1回12月以降に確認し、使用分については、年度末にまとめて購入している。このため、各表中の水防資機材の現在高は、平成31年4月1日現在の数量となっている。

水防資機材については使用期限はないものの、毎年5月(出水期前)に行う水防訓練等を通して品質や機能の確認を行っている。

4 その他の防災資機材等の状況について

(1) 原子力防災備蓄品について

ア 原子力防災備蓄品の整備、備蓄について

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため予防的に服用するヨウ化カリウム（以下「安定ヨウ素剤」という。）の備蓄について、国の指針では、金沢市などUPZ（緊急的防護措置を準備する区域、発電所からおおむね30km以内。）外の地方公共団体には求めている。

しかし、市は、国の想定を超える災害が発生した場合に備え、市民及び旅行者への対応、UPZ内の住民等が避難する際に安定ヨウ素剤の配布漏れが生じた場合の対応及び屋内避難の指示後、屋外で災害対応業務に従事する者への対応分として安定ヨウ素剤を備蓄している。備蓄量は、発電所からおおむね50km圏内の全住民分を備蓄することを基準としているが、甲状腺癌の発生リスクの高い小児については市内全域の住民分のほか、災害対応業務従事者及びUPZ内の住民等への対応分を備蓄している。この基準に該当する人口の1回分として、ヨウ化カリウム丸を100,000丸（1,000丸/100箱）、ヨウ化カリウム粉末を500g（25g/20瓶）を備蓄している。

安定ヨウ素剤については、市立病院内にある薬剤室の倉庫にて、ヨウ素剤と貼り紙で明示し、医薬品の貯法に従って管理し、取扱説明書と共に保管している。

・安定ヨウ素剤の服用対象人口及び備蓄量

（平成31年4月1日現在）

対 象	人 口	備 蓄 量
市内全域の2歳以下	約12,000人	ヨウ化カリウム粉末 18瓶
市内全域の3歳～12歳	約40,000人	ヨウ化カリウム丸 40箱
おおむね50km圏内の13歳以上	約20,000人	ヨウ化カリウム丸 40箱
UPZ内の2歳以下	約1,400人	ヨウ化カリウム粉末 2瓶
災害対応業務従事者やUPZ内の住民等	約10,000人	ヨウ化カリウム丸 20箱
合 計	約83,400人	ヨウ化カリウム粉末 20瓶 ヨウ化カリウム丸 100箱

イ 原子力防災備蓄品の補充及び処分、品質や機能の保持について

安定ヨウ素剤については、年2回他の医薬品の棚卸にあわせて、品名、保管数量、使用期限の点検を行っている。使用期限は3年となっており、期限が切れる前に更新している。

(2) 応急用医療資機材等について

ア 応急用医療資機材等の整備、備蓄について

地域防災計画では、医薬品や医療救護所で使用する資機材を備蓄することになっており、災害拠点病院に指定されている市立病院では、災害時の医療救護活動に必要な応急用医療資機材等を備蓄している。応急用医療資機材等については、特に計画で種類や数量は決められていないが、簡易ベットは、院内のスペースの範囲での備蓄数としている。このほか災害時には、通常業務で使用している資機材やその在庫も病院内にあるため、その分も使用している。備蓄食料品については、入院患者3日分を目安に備蓄している。

なお、医薬品については、災害用の備蓄としての特別な在庫ではなく、通常業務で使用する分の在庫として7日分程度を備蓄している。また、医薬品取扱業者と協定を締結し、災害時には優先的に医薬品を購入できるようにしている。

応急用医療資機材等については、主に屋外の防災倉庫にて保管されており、一部は院内の倉庫にも保管されている。現地確認の際には、屋外に設置されている4箇所の防災倉庫の一部について、倉庫内があまり整理整頓されていないため資機材等が容易に確認できない状況となっていることや、応急用医療資機材等の備蓄品リストにない資機材等が保管されている状況が見受けられた。そのほか、応急用医療資機材等のうち災害時献立の食料品については、院内の栄養管理室横の倉庫にて保管されており、倉庫内は整理され、取り出しやすい状況となっている。

・応急用医療資機材等

（平成31年4月1日現在）

品 名	単 位	現在高	備 考
緊急医薬品等医療セット	セット	3	
布担架	台	20	

医療用具等	簡単四つ折タンカセット	台	1	
	点滴棒付酸素ボンベカート	台	4	
	ストレージストレッチャー	台	13	
	ストレージストレッチャー用点滴棒	本	13	
トイレ用品	ユニテントデラックス	台	6	
	ユニットイレミニ	台	6	
	災害用トイレ処理剤	箱	6	
	ユニパック5枚入	袋	6	
食料品	災害時献立(普通食用)	食	720	240食×3日分
	災害時献立(嚥下機能低下食用)	食	180	60食×3日分
	保存水(500ml ペット)	本	912	300食×3日分
その他	簡易ベット	台	24	
	組立式簡易ベット	台	200	
	組立式リヤカー	台	1	
	災害用毛布	枚	80	

※緊急医薬品等医療セットは、診療用具及び衛生材料等である。

イ 応急用医療資機材等の補充及び処分、品質や機能の保持について

応急用医療資機材等については、年1回程度数量点検を行っている。緊急医薬品等医療セットに関しては、院内の倉庫に1セット、防災倉庫に2セット保管され、用具等の種類やその数量について確認している。この緊急医薬品等医療セットについて、一部使用期限が切れているものが確認されたが、院内の通常業務の在庫で対応可能なため、更新していない状況である。

災害時献立の食料品については、賞味期限を管理し、水は7年、缶詰は5年、そのほかの食品は半年から1年ごとに更新している。また、賞味期限が切れる前に病院食として使用することもあるが、病院食として使用できない食品は廃棄している。このため、数量等の点検は随時行っている。

資機材等については、年に1回程度、医師、看護師、医療技術者及び事務局員が参加する訓練を実施し、資機材等の一部を使用することで品質や機能の確認を行っている。なお、地域防災計画や市のホームページに記載されている医療セットは2セットとなっているが、市立病院で保管している緊急医薬品等医療セットは3セットであり、市立病院としても地域防災計画上の備蓄品との認識はない状況であった。また、危機管理課から緊急医薬品等医療セットを保管している市立病院に対しても数量等の確認は行われていなかった。

(3) 防疫用資材について

ア 防疫用資材の備蓄について

防疫用資材については、地域防災計画では、塩化ベンザルコニウム液や消石灰等の消毒薬等を備蓄することになっている。消毒剤の備蓄については、地域保健課において、通常業務で使用するアルコール系の消毒剤に加え、手指消毒剤(0.05%塩化ベンザルコニウム含有のエタノール1,000ml)が令和元年9月1日の調査時点で保健所内にて60本保管されている。また、消石灰については、浅野川水害時に使用した残りであり、備蓄用に購入したものではない。それ以降は、特に数量等について管理されておらず、今回の監査時の調査では、消石灰はビニール袋の10キロ入りが53袋、紙袋の20キロ入り110袋の計163袋の備蓄数量となっている。

しかし、6月に開催された防災会議に提出された危機管理課の資料では、消石灰は平成30年度末で250袋を備蓄していることになっており、調査時の在庫数量とは乖離している。なお、危機管理課から消石灰を保管している地域保健課に対し数量等の確認は行われていない。

イ 防疫用資材の補充及び処分、品質や機能の保持について

手指消毒剤(1,000ml)については、市内における感染症の発生に即時に対応できる数量分を保管しており、管理台帳はないものの保管してある箱に使用期限と在庫数を明示して管理している。使用期限は、2年半以上あり、期限が切れそうになると購入し、補充を行い、おおむね半数ずつ更新することで、常に必要な数量を確保している。

消石灰については、通常業務で使用することがなく、数量等の確認は行われていなかった。また、地域保

健康では災害用の備蓄という認識はなく、地域防災計画では塩化ベンザルコニウム液や消石灰等の消毒薬を備蓄するとの記載に留まり、備蓄数量までは定められておらず、適正な数量も不明であることから補充されていない状況である。なお、消石灰は地下駐車場に保管されているが、現地調査では、紙袋入りの消石灰は湿気によりかなり固くなってしまっており、散布し難い状態となっていたが、ビニール袋入りの消石灰は固まっておらず散布しやすい状態である。なお、消石灰を床下に撒くとその後の掻き出し作業が困難となるため、近年消石灰の使用は減少しており、地域保健課では、消石灰を廃棄する方向で検討している。

(4) 応急給水用資機材について

ア 応急給水用資機材の整備、備蓄について

地域防災計画では、地震災害の発生により水道施設が被害を受けた場合に、市民生活に必要な水を確保し、飲料水を得ることができない市民に対して速やかに応急給水を行うとされている。この応急給水に必要な資機材について、計画では数量までは決められていない。

応急給水用資機材の備蓄、整備の数量について、非常用給水袋は、保有数を1万袋としていたが、日本水道協会中部支部の1万人あたりの備蓄数を参考に令和元年度から年2千袋を購入し、令和6年度までに2万袋とする予定となっている。また、給水基地用応急給水機材（給水用ホース、給水栓等）については、現在8組備蓄しているが、給水車への給水基地が13箇所（今後2箇所追加整備予定）あるため、順次購入していく予定である。このほか、仮設水槽については、市内に5箇所ある防災拠点広場に2組ずつ配置すると想定し、予備分の2組を合わせて12組、応急給水栓については、仮設水槽12基分と消火栓給水用に2基の合わせて14基を備蓄している。なお、給水車については、4トン車1台と3トン車2台を保有している。

これらの応急給水用資機材は、企業局が所管しており、非常用給水袋及び給水車については広岡庁舎、仮設水槽及び応急給水栓については広岡庁舎と港研修所、給水基地用応急給水機材については、浄水場や配水場にそれぞれ保管されている。また、応急給水用資機材の各保管場所は整理されており適切に管理されている。

・ 応急給水用資機材

(令和元年9月1日現在)

品 名	単位	現在高	備 蓄 場 所									
			広 岡 庁 舎	港 研 修 所	末 浄 水 場	犀 川 浄水場	四十万 中配水場	浅 川 配水場	大乗寺高 区配水池	若 松 配水場	大 桑 配水場	
非常用給水袋	袋	10,461	10,461									
仮設水槽	組	12	3	9								
応急給水栓	基	14	3	11								
給水基地用応急給水機材	組	8			2	1	1	1	1	1	1	1
給水車（4トン車）	台	1	1									
給水車（3トン車）	台	2	2									

※給水基地用応急給水機材は、給水用ホース、給水栓及び照明器具等で

イ 応急給水用資機材の補充及び処分、品質や機能の保持について

非常用給水袋については、使用期限は10年であり、毎年計画的に更新している。使用期限の管理については、管理台帳に購入年月日及び使用期限を明記し、給水袋が入った外箱にも期限を明記している。このほか、仮設水槽、応急給水栓については、不具合が生じた際に買い替えている。

非常用給水袋については、安全対策室職員が、年2回（4、7月頃）数量を点検し、仮設水槽及び応急給水栓についても、同様に、年1回（7月頃）数量を確認し、組立点検を行っている。また、市民防災訓練、石川中央都市圏防災訓練や企業局内の応急給水訓練でも、非常用給水袋、仮設水槽が使用されている。これらの訓練で使用する非常用給水袋については、使用期限切れが近いものを使用している。給水基地用応急給水機材については、年1回（7月頃）数量を点検しているほか、上水・発電課職員を対象として、機材を実際に使用した訓練を年1回行っている。

応急給水用資機材については、上記の点検や訓練を通し、機材の機能を確認している。

ウ その他

応急給水活動は、水道施設の応急復旧活動と併せて実施することになる。この水道施設の災害応急復旧活動に必要な資機材として、水道修繕資機材を保有しているが、災害のみならず、漏水事故にも対応するため、過去の事故実績に基づき、事故頻度の高い口径別の鋳鉄管や漏水補修材料等を企業局広岡庁舎や港研修所に備蓄している。数量については、備蓄資材一覧表及び倉庫見取図によって管理しており、通常の漏水修繕にも使用するため使用のたびに補充している。水道修繕資機材は、ダグタイル鋳鉄管やゴムパッキン等であるが、ゴムパッキンは劣化の恐れがあるため、定期的にチェックし更新している。

5 まとめ（改善意見）

防災資機材等については、災害時に効果的、効率的に対応できるよう日頃からの適切な管理が求められる。また、近年の災害の状況や技術の進歩などにより、有効な防災資機材等も変化してきていることから、最新の情報を把握し、より効果的で適切な防災資機材等の整備、備蓄に努める必要がある。

今回の監査では、防災資機材等について、要配慮者に対する物資の備蓄や使用訓練による資機材の機能確認等、所管課では防災資機材等の適正な管理のため、種々の取組みや工夫を行っていることが見受けられた。しかしながら、監査の結果、防災資機材等の管理状況について、一部において不十分な事例が見受けられた。

今後は次の事項に留意の上、防災資機材等の適切な管理について、万全を期されたい。

(1) 防災備蓄物資について

ア 防災備蓄物資が保管されている防災備蓄倉庫や学校備蓄倉庫などで、保管されている防災備蓄物資の数量が管理台帳と合っていないものがある。このため、備蓄倉庫に実際に保管されている数量と管理台帳の数量について適切に管理されたい。また、地域防災計画等において、防災資機材等の整備数量を記載する際には、所管課へ確認することで防災備蓄品との認識を共有し、保管先や数量を適切に把握されたい。

イ 学校備蓄倉庫のうち初動時活用倉庫は、学校ごとの備蓄品の管理台帳はなく、その他学校分として全体の数量の台帳があるのみである。今後は学校ごとに備蓄品の管理台帳を整備し、備蓄品の品目及び数量について適切に管理されたい。

ウ 防災備蓄物資のうち賞味期限が設定されている食料品は、賞味期限が切れる前に、防災訓練等の炊き出し訓練等で使用し、有効活用している。

しかし、食料品以外の備蓄物資については、使用期限やメーカーが推奨する期限が切れているものが一部見受けられたことから、使用できないものは速やかに処分するよう努められたい。

(2) 応急用医療資機材等について

緊急医薬品等医療セットについて、使用期限が切れているものが一部見受けられた。使用期限が切れて使用できないものは速やかに処分するとともに、種類や数量について見直しを検討されたい。

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年4月13日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲 郎
金沢市監査委員	黒	沢	和 規
金沢市監査委員	山	本	由 起 子

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年3月5日
- (2) 措置を講じた部局等 環境局環境政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月1日（平成28年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助については、HEMS単独の補助件数が少ないことから、補助事業のあり方について検討されたい。	太陽光発電システムの設置補助にHEMSの併設が要件とされているため、HEMS単独での補助件数は毎年1～2件であったが、令和元年度は2月末現在で7件と

増加している。これは、太陽光発電システム等の余剰電力を大手電力会社を買取る制度の適用期間（10年）が令和元年11月より順次満了していることに伴い、余剰電力を自家消費へ転換するための住宅用蓄電システムと併せて、効率的な蓄電を可能とするHEMSを設置する住宅が増加しているためであり、今後もその件数は増加が見込まれる。

以上を考慮し、HEMS単独の補助事業は今後も必要であり、継続していくこととする。

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年4月13日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 黒 沢 和 規
 金沢市監査委員 山 本 由 起 子

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年3月2日
- (2) 措置を講じた部局等 土木局道路建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月11日（平成28年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・建設発生土受入手数料について 意見（98ページ） 建設発生土受入手数料については、改定を行う明確な基準を設けるとともに、適時、改定を行うことで、収支の均衡を図っていく必要がある。	手数料収入と運営経費の差し引きが収支均衡するように改定を行うこととし、平成30年度に手数料改定の条例改正を行った。今後も建設発生土受入土量の推移を注視しながら、適正な手数料設定及び管理運営を行っていく。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年3月2日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・市営住宅の情報提供について 意見（115ページ） 入居率向上のため、ホームページ等での内部写真の掲載など、入居希望者への情報提供を強化する必要がある。	入居率向上のため、平成31年4月管理開始の新築棟について本市ホームページに外観及び住戸内の写真を掲載し、入居希望者への情報提供を強化した。今後も引き続き強化を図っていく。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年3月2日

- (2) 措置を講じた部局等 土木局道路建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日(平成30年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・がけ地防災推進事業費について 意見(137ページ)</p> <p>がけ崩れによる被害を防止するため、町会等に協力を依頼するなど積極的な調査を行い、対応が必要な民有がけ地を把握する必要がある。</p>	<p>平成30年度より町会と連携して防災マップ及び行動計画を作成し、住民とワークショップを行うことで、対応が必要な民有がけ地の把握に努めることとした。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年3月5日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日(平成30年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・まちなか住宅建築奨励金について 意見(42ページ)</p> <p>利用者が少ない二世帯住宅への助成について、住宅ニーズやライフスタイルの変化を踏まえ、他の助成制度への変更等も検討する必要がある。</p>	<p>住宅ニーズやライフスタイルの変化を踏まえ、新たな定住支援制度を創設し、二世帯住宅への助成を廃止するとともに、親世帯と子又は孫世帯との近居・同居を助成の要件に追加した。</p>
<p>・まちなかマンション購入奨励金について 意見(45ページ)</p> <p>まちなかマンション購入奨励金について、マンション供給事業者に金沢市が推進する「まちなか定住促進」への理解をより一層促し、認定マンションの建設が積極的に行われるよう事業者へ働きかけるなど、事業者の協力を得られるよう工夫する必要がある。</p>	<p>マンション供給事業者に「まちなか定住促進」への理解を促すため、支援制度説明会の開催やパンフレットの配布による周知・広報活動を行うとともに、新たな定住支援制度を創設し、認定要件の1つである駐車必要台数を「金沢市共同住宅等の建築に関する指導要綱」に基づく全住戸数分の7割とすることで認定マンションの建設を促した。</p>
<p>・地域連携空き家等活用事業費補助について 意見(65ページ)</p> <p>地域連携空き家等活用事業について、町会等に対して空き家や空き地における様々な活用事例を紹介するなど、制度の周知を徹底する必要がある。</p>	<p>地域における空き家活用のモデル事例等を掲載したリーフレットを新たに作成し、市内全町会長に配布するとともに、出前講座等で制度のさらなる周知を図った。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年3月16日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局健康政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年3月27日(平成27年監査公表第7号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>・歯周疾患検診について 意見(52ページ)</p>	

35歳から55歳の金沢市の歯周疾患検診については、受診率の向上に向けた対策を講じるとともに、他都市でも毎年検診を実施している市が少ないことから、実施の効果を検証し、対象年齢を見直す必要がある。

これまでの口腔内検診に加え、希望者にはクリーニングを実施するなど検診内容の充実を図るとともに、検診の対象年齢を25歳からの5年おきなどに変更し、受診率の向上に努めた。

令和2年(2020年)4月13日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)4月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円		印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄